

① 東里塚新緑公園がリニューアル

2024年に工事が完了した東里塚新緑公園(里塚緑ヶ丘8丁目)は、遊具や全体レイアウトが一新され、周辺住民の憩いの場となっています。



② 公園の不具合を見つけたときは...

札幌市では、公園の施設を健全に保つため、市委託業者による点検を毎月1回以上実施していますが、毎日の利用で突然の不具合が生じる可能性もあります。

樹木の枯れ



地域の皆さんにより一層安全・安心な公園を利用してもらえ

るよう、もし写真のような異常を発見されたときは、土木センターへご連絡下さい。連絡後、札幌市にて再点検を行います。



遊具の破損

③ ハチの巣について

札幌市が管理する道路や公園に、刺される危険のあるスズメバチの巣がある場合等は、土木センターへご連絡下さい。ただし、私有地内にあるハチの巣はご自身での対応が必要です。専門業者に駆除を依頼したくても分からない場合は、消毒業者団体「一般社団法人北海道ペストコントロール協会」(駆除は有料)で紹介いただけます。

令和7年度電話番号

① 6~9月:011-792-1500

② 10~3月:011-826-5737



歩道にロードヒーティングを設置されている皆様へ

歩道上に使用していないロードヒーティングがある場合や、占有者の住所や氏名等の変更、第三者へ譲渡した場合は、廃止届や変更届が必要です。土木センターへご相談ください。

除雪ボランティア活動のための用具をお貸しします

札幌市では、市民・学校・企業等と行政の協働による除排雪を推進し、地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸出しを行っています。お申込み等については、土木センターへお問い合わせ下さい。

< 貸出条件 >

- 対象者:札幌市内の町内会、学校、企業、NPO法人などの団体
- 期間:貸出の日から1年間(更新可・初回は翌年度の5月末日まで)
- 用具:スノーダンフ、スコップ(金属・非金属)、そり など
- 貸出料:無償(破損、紛失の際は補償頂く場合あり)

活動内容



主な貸出用具



『生活道路除排雪の試験施工』について

札幌市では、平成4年に始まったパートナーシップ排雪制度について、社会情勢の変化を踏まえ、令和5年から生活道路除排雪の在り方を検討しています。令和7年度も、対象範囲を広げるなどした試験施工を予定しています。

地域

- ・支払額の高騰
- ・町内会加入率



行政

- ・負担額の高騰
- ・ニーズの変化



除雪事業者

- ・担い手不足
- ・機械の老朽化



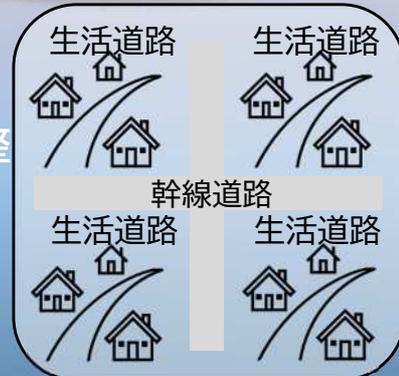
令和5・6年度

- ・小規模な単位町内会
- ・効率的な作業手法の模索
- ・除雪機械の有効活用



令和7年度

- ・町連単位など広範囲
- ・幹線道路との工程調整
- ・作業時間帯の検証



清田区土木センター便り

第85号
令和7年9月発行



編集・発行

札幌市清田区土木部維持管理課

〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号

TEL 888-2800 / FAX 884-6474

<https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/>

さっぽろ市
02-Q2-25-1098
R7-2-820

SAPPORO
KIYOTA